社会福祉法人愛隣会　身だしなみ基準（全職員共通）

（目的）

ご利用者様やご家族、職員同士等と良好な関係を築くためにも身だしなみは重要です。また、福祉施設のイメージや信頼性を高める上でも身だしなみのルールは大切です。

愛隣会職員として常に見られている意識を持ちましょう。

項　目	内　容
髪	□奇抜な髪型不可（スキンヘッド・モヒカン・アフロ・ドレッド等） □髪が長い職員（髪が肩にかかる人）は、束ねるかアップにする
爪	□爪は短く切る □ネイルは薄いピンク・ベージュ・透明など華美でなければ可 □着け爪・デザイン・シール・ストーン不可
勤務中の服装	□洗濯がされており、清潔である □第２ボタン以下を留める □ズボンの裾を踏まない □ジーンズ・半ズボン（入浴介助除く）不可 □マフラー・ネックウォーマー・ストール類禁止 □タオル…暑さ対策での首巻は可。頭巻き不可。
アクセサリー	□ネックレス…業務中は外す □指輪…結婚指輪等の装飾のないシンプルなものは可 □時計…介護・看護・調理の職員は、業務中は外す □ピアス・イヤリング…業務中は外す □ブレスレット・アンクレット…業務中は外す
靴	□通勤時、勤務中（入浴介助除く）のサンダル（クロックス含む）不可
ネーム	□介護・看護・調理以外の職員は、施設内では必ず着用する ※ネームケースに（表・裏）に不要なシール等を貼ったり、小銭を入れたりしない